

高齢者虐待対応研修「養介護施設従事者等による高齢者虐待 県・市町村の責務とその対応」を開催しました

日時：平成 30 年 8 月 30 日（木） 10：00～16：00

場所：広島県医師会館

参加者：43 名（市町職員 34 名，県及び厚生環境事務所職員 9 名）

この研修の目的は，養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等があった場合に，市町の職員が適切に対応できるよう，必要な知識や対応の手順を学ぶことです。

高齢者虐待防止法の特徴，虐待の種別とその具体例，高齢者虐待対応全体の流れと各対応段階のポイント等について講義がありました。

参加者からは，「大変役立つ内容でした」「次回は他の職員にも参加を勧めます」という声がありました。

養介護施設従事者による高齢者虐待への対応は“高齢者の権利擁護と虐待の再発防止”が目的であり，県・市町は，虐待の発生を施設運営の問題としてとらえ，体制作りやケアの質の改善を図るよう促していくことが非常に大切です。

